

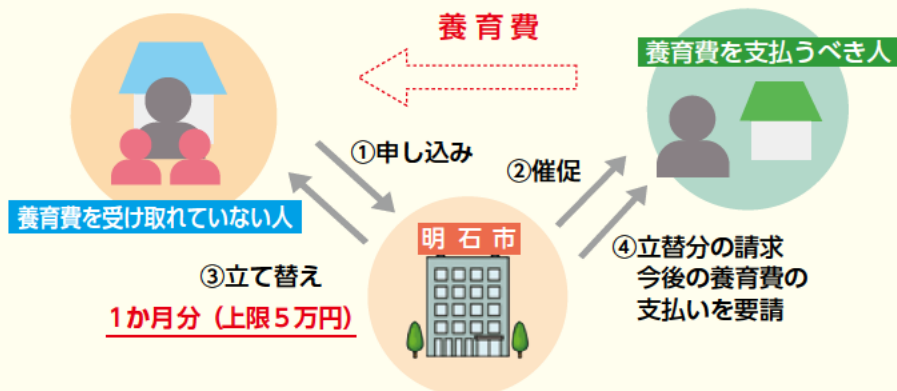
7月・8月
限定

受け取れていない養育費を市が立て替えます

「せっかく取り決めをしたのに養育費を支払ってもらえない」などでお困りの人に、緊急支援を行います。申し込みは8月31日(月)までです。市民相談室(TEL918-5240)にまずは、お電話ください。

支援の内容

養育費を受け取れていない人に代わって、市が本来支払うべき人に催促します。それでも支払われない場合に、市が1か月分(こども1人につき上限5万円)を立て替え、本来支払うべき人に請求し、今後の支払いを促します。



対象になる人/次の①～③のすべてを満たす人

- ①こどもが明石市に住んでいる
- ②調停調書や公正証書などの公的な取り決めをしている
- ③6月分または7月分の養育費を受け取れていない

※市では随時、養育費の取り決めがない人からの相談を受け付けています。市の弁護士職員が対応します。お気軽にご相談ください。

相手に連絡を取りにくくて諦めている...

代わりに催促をしてくれたら助かる!

まずは、お気軽にお問い合わせください

申し込み/市民相談室 (TEL)918-5240 (FAX)918-5102 (E)soudan@city.akashi.lg.jp

ひとり親世帯臨時特別給付金を支給します

児童福祉課(TEL 918-5252 FAX 918-5196)

子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が生じている低所得のひとり親世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

基本給付

対象/次の①～③のいずれかに該当する人

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人
- ②公的年金等(遺族年金・障害年金など)を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全部停止となる人 ※②は過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される人も対象です
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の受給対象となる水準に下がった人 ※③は申請日時点において、ひとり親世帯である人が対象です

給付額/1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

追加給付

対象/基本給付対象者の①または②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している人

給付額/1世帯5万円

いずれも申請方法/既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている人には、案内を送付します。

児童扶養手当受給資格者としての認定を受けていない人は申請が必要です。

詳しくは市のホームページで確認を

申請期間/来年2月26日まで



夜間・休日の電話相談と休日申請受付窓口を開設します。「申請の方法が分からない...」、「給付の対象となるか分からない...」という人は、まずは電話でお問い合わせください。

夜間・休日電話相談

TEL918-5252

夜間/7月6日(月)~10日(金) 午後5時40分~7時

休日/7月11日(土)・12日(日) 午前9時~午後5時

休日申請受付窓口

日時/7月18日(土)・26日(日) 午前9時~午後5時

場所/児童福祉課(市役所議会棟1階)

事業者

▶令和3年度固定資産税・都市計画税にかかる軽減措置(申請が必要です)

来年1月31日まで申請可能

中小事業者等で売上高が減少しているなどの要件を満たす場合、償却資産又は事業用家屋にかかる固定資産税等について、令和3年度のみ半額または全額が軽減されます。

※詳しくは市ホームページで確認を

お問い合わせ/資産税課償却資産担当(TEL)918-5238 (FAX)918-5104 資産税課家屋担当(TEL)918-5077 (FAX)918-5104



ホームページはこちら

新型コロナウイルス感染症の影響により市税の納付が困難な人へ

個人・事業者

▶納付期限の延長(申請は不要です)

延長後の納付期限までに納付した場合、延滞金はかかりません。

税目	本来の納期限	延長後の納付期限
固定資産税 都市計画税 軽自動車税	6月1日	7月31日
市県民税 (普通徴収)	6月30日	8月31日

お問い合わせ/納税課(TEL)918-5016 (FAX)918-5132

個人・事業者

▶徴収猶予(申請が必要です)

各納期限まで申請可能

収入が減少するなど一定の条件を満たし、一時に市税を納付することが困難な人は、徴収の猶予を受けることができます。

対象となる市税/2月1日~来年1月31日に納期限が到来する市税

※詳しくは市ホームページで確認を
お問い合わせ/納税課(TEL)918-5016 (FAX)918-5132

ホームページはこちら

個人

▶個人市県民税の減免(申請が必要です)

来年3月31日まで申請可能

収入が大幅に減少するなど一定の条件を満たす人は、個人市県民税の減免が適用される場合があります。



ホームページはこちら

※詳しくは市ホームページで確認を
お問い合わせ/市民税課(TEL)918-5013 (FAX)918-5104

事業者

▶法人市民税・事業所税の期限延長(申請が必要です)

随時申請可能

定められた期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合、個別に延長が認められます。

申告方法/申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」であることを記入してください。この場合、申告期限及び納付期限は原則として申告書などの提出日となります。

お問い合わせ/市民税課(TEL)918-5014 (FAX)918-5104